

## 「医療情報取得加算に関する」 掲示について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数	⇒	2024/12/1より
初診	する	1点		1点
	しない	3点		
再診 (3月に1回)	する	1点		1点
	しない	2点		

\* 正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。

南海田病院

医療法人 桜衣会  
H36.10.1